平成２８年（フ）第２７号
川崎市高津区下作延４丁目16番34号　ピース北條　202
債務者　菅田　玉枝
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３０号
川崎市中原区井田２丁目26番５号
債務者　阿座上珠希（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３６号
川崎市多摩区堰３丁目13番８号　久地ガーデンハイツ　206
債務者　茂呂　明義
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第８８号
川崎市宮前区神木本町２丁目７番７―104号
債務者　止野　廣秋
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第９３号
川崎市多摩区生田３丁目６番４―305号
債務者　津川　晶彦
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１０４号
川崎市川崎区南町２番地９　ハイネスベルグレイス川崎　404
債務者　今井　敦
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２９２号
愛知県あま市上萱津西ノ川８番地　医療法人和合会　好生館病院、住民票上の住所名古屋市港区須成町３丁目63番地の１（スペリア須成201号）
債務者　竹腰　享真
法定代理人　成年後見人　竹腰由美子
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２号
宮城県大崎市三本木蟻ケ袋字混内山１番地
三本木混内山住宅１号棟101号、従前の住所
宮城県大崎市古川馬櫛字南田94番地１
債務者　佐藤有佳利
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第２０号
福井県越前市余田町第１号２番地の38
債務者　藤井　忠
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２７号
福井市二の宮４丁目41番４号、住民票上の住所福井県勝山市長山町２丁目６番79号
債務者　山口　清
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４４号
福井市問屋町４丁目406番地２　レジーナハピネス205、旧住所福井県坂井市春江町江留上錦89番地　ロビンソンプレイス　207号室
債務者　川瀬　佳洋
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４７号
福井市高柳１丁目2408番地　中央市場関連団地415号
債務者　山田　晃久
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４８号
福井市高柳１丁目2408番地　中央市場関連団地415号
債務者　山田裕美子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４９号
福井県鯖江市漆原町第17号７番地４、旧住所福井県鯖江市下野田町第５号３番地８
債務者　川崎　秀雄
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５７号
福井市西木田１丁目3413　ひかりケアホーム、住民票上の住所福井市有楽町８番４号
債務者　荒木　昌子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５８号
福井県鯖江市横江町１丁目６番12号　ファミーユ横江．Ａ―101、旧住所福井県越前市朽飯町第11号15番地４
債務者　小川　直樹
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係